

教科別の指導の目標に自立活動目標を併記できない根拠

「例えば、「本時の目標」の中に「自立活動的な『じっと待ってられる』を併記することはできません。それをするなら教科別の指導「図工」ではなくて、『各教科等を合わせた指導』になりますと言われて、そうだそうだ！と思いますか？良くわからない人も多いのではないかと思います。でも、超大切なんです。例えば、どうしても待ちが多くなってしまいう授業で、目標の中に「離席せずに待ってられる」とか「友達の活動をよく見ることが出来る」等の自活の「環境の把握」的な目標って書きたくなりますよね。ボクだって書きたくなります。「友達がどんなの作るかを見ててよ」って。でも、新・学習指導要領にはこんな風

に書いてあります。(新・学習指導要領総則編 P188 より抜粋)

このため、この規定の後段においては、「特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち」と示し、このことを強調しているのである。その際、次のことに留意する必要がある。(①) 例えば、教科別の指導においては、教科の目標を達成するための時間であるため、自立活動としての指導目標を設定して指導を行うというより、自立活動の時間における指導を参考にして配慮や手立てを行うことが考えられる。

ただし、学校教育法施行規則第 130 条第 2 項の規定により、(②) 各教科等と自立活動を一部又は全部について合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業を行う場合には、自立活動の指導目標を設定した上で指導を行うことはあり得る。

読み解けましたか？かみ砕いていくと、

①の部分

教科別の指導では、自立活動の目標は「配慮事項」か「手立て」になるよ。

②の部分

一層の効果が上がるなら、どーしてもと言うなら、自立活動目標を併記しても別にいいけど、それは「教科別の指導_図画工作」ではなくて「各教科等を合わせた指導」になるよ。

ということです。

つまり、この文章からすると、例えば教科別の指導「図画工作」であれば、本時の目標には教科「図画工作」の目標しか示してはいけなくて、自立活動は教科の目標を達成するために必要な下支えの指導（配慮事項・手立て）ということになります（※①より）。図画工作の目標と自立活動の目標を併記したいのであれば、各教科等を合わせた指導（今回の学習指導要領では「教科横断的な授業」と表現されています）「図画工作／自立活動」となるということです（※②より）。どうしても「L字型自立活動」の図が思い浮かぶと「自立活動と各教科の目標併記」な感じがしますが、あのL字の意味は、「学習活動や社会参加を下支えする自立活動」という意味合いなので、「教科別の指導の時間の中で、同時並行で自立活動の目標も達成に向かう」という意味合いでは無く、「教科別の指導の目標の達成に向けて、自立活動的な配慮や手立てといった下支えは不可欠」という読み解きになります。